原告にお届け下さい！
2018年06月15日　174号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

第15回裁判、原告51人、支援者・弁護士など144人が参加！

新・人間裁判の第１回口頭弁論は６月１３日（水）13 時 30 分から札幌地方裁判所で行われました。小雨の降る中、地裁前で集会が行われ、裁判終了後、札幌市教育文化会館で報告集会が行われました。参加者は 120 人でした。

入廷前に地裁前で行われた集会（写真・上）では、原告を代表して吉田伸さん（札幌市西区・写真左の左）、小山和弘さん（札幌市北区・同右）が決意表明を行いました（次号以降で紹介します）。

この日の意見陳述は、佐々木さち子さん（札幌市白石区・写真左の左）、後藤正澄さん（小樽市・同右）が行いました（陳述は次号以降で紹介します）。

裁判終了後、教育文化会館で報告会

この日の裁判は、新しく裁判長が変わったために原告の弁護士が裁判の経過を説明する弁論を行なったこともあり、いつもより３０分長いものでした。報告集会を待つ支援者は、「7·15 チャリーティ・コンサート」の 30 分ダイジェストＤＶＤ、東区でおきたソシアルハイムの火事を取り上げたＳＴＶ作成のドキュメンタリーＤＶＤを観賞しました。

開会の挨拶に立った大賀浩一共同代表（写真・右）は、「今回、裁判長が変わりましたが、この方に判決を出してもらうことになると思います。そのためにも、全国の裁判に学んで論点を更に鮮明にし、原告の生活実態で迫る闘い方を貫くことが大事だと思います」と挨拶しました。

続いて後藤昭治原告団長（写真・右）は、「生活保護法の改悪が決まりました。しかし、私たちは闘いをやめる訳にはいきません。社会保障制度の基となる制度を守る国民的闘いであることを繰り返し掴んで、確信を持って、粘り強く闘っていきましょう」と述べました。

このあと渡辺達生弁護団事務局長が「訴訟進行に関する意見」、（写真・右上）小林直毅弁護士が「生活扶助相当ＣＰＩ算式）の問題について」（同・右中）、平澤卓人弁護士代理の山本完自弁護士が「生活保護基準部会の議論に関する原告の主張」（写真・右下）の要旨を報告をしました。

最後に、細川久美子原告世話人代表（写真・右）が、２１日の街頭宣伝の参加の呼びかけ、月末の「いのちのとりで裁判全国アクション原告交流合宿」への参加の決意を述べました。